

電子決済等代行業に係る金融機関との契約内容の公表  
(JP モルガン・チェース銀行東京支店)

キリバ・ジャパン株式会社

当社は、銀行法第52条の61の10第3項の定めに従い、JP モルガン・チェース銀行東京支店との契約内容の一部を以下のとおり公表いたします。

(1) 電子決済等代行業の業務に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての JP モルガン・チェース銀行東京支店と当社との賠償責任の分担に関する事項

- ① 契約に基づいて付与された権限に従って、接続チャネルを通じて JP モルガン・チェース銀行東京支店に保有する利用者の口座（以下「本口座」といいます。）に当社が接続することに関連して利用者に損害が生じた場合、当社は、その原因を速やかに特定し、利用者に損失を賠償又は補償します。JP モルガン・チェース銀行東京支店の重過失、故意による不正行為又は詐欺的行為を直接かつ唯一の原因として発生する損失を除き、当社が接続チャネルを通じて本口座に接続することを JP モルガン・チェース銀行東京支店が許可したことを理由として利用者が被ったいかなる種類の損失、請求、費用、損害、債務又は経費に対しても、JP モルガン・チェース銀行東京支店は責任を負いません。

(2) 当社が電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当社が当該措置を行わない場合に JP モルガン・チェース銀行東京支店が行うことができる措置に関する事項

- ① 当社は、接続チャネルを通じて本口座に接続することによって JP モルガン・チェース銀行東京支店から取得した利用者の情報（以下「利用者情報」といいます。）を日本の個人情報保護法その他の適用ある法令、ガイドライン等を遵守し、かつ当社と JP モルガン・チェース銀行東京支店との間の契約（以下「本契約」といいます。）の条項に従って取り扱います。
- ② 当社は、利用者に対し電子決済等代行業を提供する目的及び利用者が指定したその他の目的のためにのみ利用者情報を使用します。
- ③ 当社は、JP モルガン・チェース銀行東京支店に提出したセキュリティチェックリスト及び JP モルガン・チェース銀行東京支店が定めた基準に従い、セキュリティを維持します。
- ④ セキュリティチェックリストに重要な修正がなされるときは、当社は、当該修正の少なくとも 30 日前までに JP モルガン・チェース銀行東京支店に対し、変更後のセキュリティチェックリストを提出します。但し、緊急その他のやむを得ない理由により、当社が変更後のセキュリティチェックリストに従ってセキュリティ対策を行う必要がある場合は、当社は直ちに JP モルガン・チェース銀行東京支店に対し、変更後のセキュリティチェックリストを提出するものとします。

- ⑤ JP モルガン・チェース銀行東京支店は、当社のセキュリティが JP モルガン・チェース銀行東京支店が定めた基準を満たさないと合理的な事由により判断するときは、当社に改善を求めることができます。JP モルガン・チェース銀行東京支店が合理的な期間内に改善が十分にされていないと合理的な事由により判断するときは、当社の接続チャネル又はあらゆる電子接続を通じた本口座への接続を停止することができます。
  - ⑥ 当社は、接続チャネルを通じた本口座への接続に関し、コンピューターウイルスへの感染、第三者によるハッキング、改ざん若しくはその他のネットワークへの不正アクセス、又は情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を、当社の費用と責任において行うものとしします。
  - ⑦ JP モルガン・チェース銀行東京支店又は利用者のデータに関連するセキュリティ事故又は違反があった場合、当社は、直ちに、専用の接続チャネルを通じた当社の本口座への接続について規定する利用者と当社間の利用契約の条項に従って、利用者に対し、当該セキュリティ事故又は違反について通知するものとし、また、必要な範囲で、当社を監督する規制当局に対し通知します。当該セキュリティ事故又は違反に関し、J.P. Morgan Treasury Services Electronic Channels Service Terms の条項に従って、JP モルガン・チェース銀行東京支店に対する通知が行われることを、利用者は承認します。
  - ⑧ 本契約の期間中、当社は米国アテステーション業務基準書第 18 号 (SSAE18) の認証又はこれに相当するものを維持するものとしします。JP モルガン・チェース銀行東京支店の書面による請求があった場合、合理的な期間内に、当社は、直近の Service Organization Control(SOC) 1 Type II の年次報告書及び SOC2 Type II の年次報告書若しくは一般に認められた業界における後継のセキュリティ対策報告書 (又は同様の一般に認められた基準に基づきキリバが取得した後継の報告書) の写しを JP モルガン・チェース銀行東京支店に対し提供するものとしします。さらに、JP モルガン・チェース銀行東京支店から合理的な範囲で請求があった場合 (当社に本契約の条項の重大な違反があると合理的に認められる場合又は緊急の状況にある場合を除き、この請求を行うことができるのは、1年で1回とします。)、当社は、JP モルガン・チェース銀行東京支店が当社の内部統制環境、設備又はシステム (非制御アクセスに限る) を検証するための作業に必要なときを含め、合理的範囲で請求された情報を開示し、又はこれらの情報へのアクセスを提供することに同意し、適時にかつ完全に JP モルガン・チェース銀行東京支店に協力するものとしします。JP モルガン・チェース銀行東京支店から合理的な範囲で請求があった場合、当社は、セキュリティ事故、違反及び JP モルガン・チェース銀行東京支店又は利用者のデータの利用について報告するものとしします。
  - ⑨ 上記③記載のセキュリティチェックリストの内容にかかわらず、当社は、接続チャネルを通じて本口座に接続する際、適用ある JP モルガン・チェース銀行の Minimum Control Requirements を遵守するものとしします。
- (3) 電子決済等代行業再委託者の業務に関して当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当社が行う措置並びに当社が当該措置を行わないときに JP モルガン・チェース銀行東京支店が行うことができる措置に関する事項  
該当なし



(※)電子決済等代行業再委託者とは、銀行法施行規則第 34 条の 64 の 9 第 3 項に規定される電子決済等代行業再委託者をいいます。